

自動車税環境性能割（県税）

自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割（38ページ）が導入されました。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額 取得価額×税率

◆税率

対象自動車	車 両 総重量	排出ガス要件	燃費要件（※1）	取得の 時期	税 率	
					自 家 用	営 業 用
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	—	—	—	令和元年10月1日～令和3年3月31日	非課税	非課税
天然ガス自動車	—	平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下）または平成21年排出ガス基準NOx+10%低減	—		非課税	非課税
プラグインハイブリッド自動車（※2）	—	—	—		非課税	非課税
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	乗用車 （乗車定員 10人以下）	—	令和2年度燃費基準+20%以上達成		非課税	非課税
			令和2年度燃費基準+10%以上達成		1%（非課税）（※4）	非課税
ガソリン車 （※3）	2.5 t 以下	平成30年排出ガス基準+50%低減または平成17年排出ガス基準+75%低減	令和2年度燃費基準達成		2%（1%）（※4）	0.5%
			平成27年度燃費基準+10%以上達成		3%（2%）（※4）	1%
			平成27年度燃費基準+20%以上達成		非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+15%以上達成		1%	0.5%
			平成27年度燃費基準+10%以上達成		2%	1%
	2.5 t 超 3.5 t 以下		平成27年度燃費基準+10%以上達成		非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+5%以上達成		1%	0.5%
			平成27年度燃費基準達成		2%	1%
			平成30年排出ガス基準+25%低減または平成17年排出ガス基準+50%低減		非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+10%以上達成		1%	0.5%
ディーゼル車 （※3）	乗用車 （乗車定員 10人以下）	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合	—		非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+10%以上達成		非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+5%以上達成		1%	0.5%
			平成27年度燃費基準達成		2%	1%
			平成27年度燃費基準+15%以上達成		非課税	非課税
	バス・トラック		平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	0.5%	
			平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	1%	
			平成28年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準NOx・PM+10%低減	非課税	非課税	
			平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	0.5%	
			平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	1%	
3.5 t 超	平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税			
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	0.5%			
	平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	1%			
	平成21年排出ガス基準適合	非課税	非課税			
	平成27年度燃費基準+5%以上達成	3%（乗用車2%）（※4）	2%			
上記に該当しない車					3%（乗用車2%）（※4）	2%

（※1）燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。なお、平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

（※2）プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のことで、車検証にプラグインハイブリッド自動車と記載されます。

（※3）ハイブリッド自動車を含みます。

（※4）令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した場合、括弧書きの税率が適用されます。

◎バリアフリー対応バス・タクシーや車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置搭載のバス・トラックなどは取得に係る特例措置があります。

◆免税・非課税

- 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障がい者等の自動車税種別割の減免（35ページ参照）と同様に自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限がありません。

◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、移転登録などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

◆市町村への交付

県へ納められた環境性能割の44.65%に相当する額は、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付されます。